

外国 PEPs について

私（又は当社）は、「外国 PEPs¹に該当する者の該当性（次頁）」を確認し、外国 PEPs について報告することに同意いたします。

なお、外国 PEPs に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知により口座が解約されても異議申し立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、全て私（又は当社）の責任といたします。

➤ 確認が必要となる背景

平成 28 年 10 月 1 より施行される犯罪収益移転防止法により、新たに国内金融機関に対し、お客様が外国 PEPs に該当するか否かを確認することが求められることとなりました。

それに伴い、東郷証券株式会社においても、お客様が外国 PEPs に該当するかについての確認を取らせていただくこととなります。つきましては、口座開設の際に、外国 PEPs に係る項目を入力していただくようお願い申し上げます。

➤ 報告対象となる方について

外国 PEPs に該当するかの確認は、以下の方が対象となります。

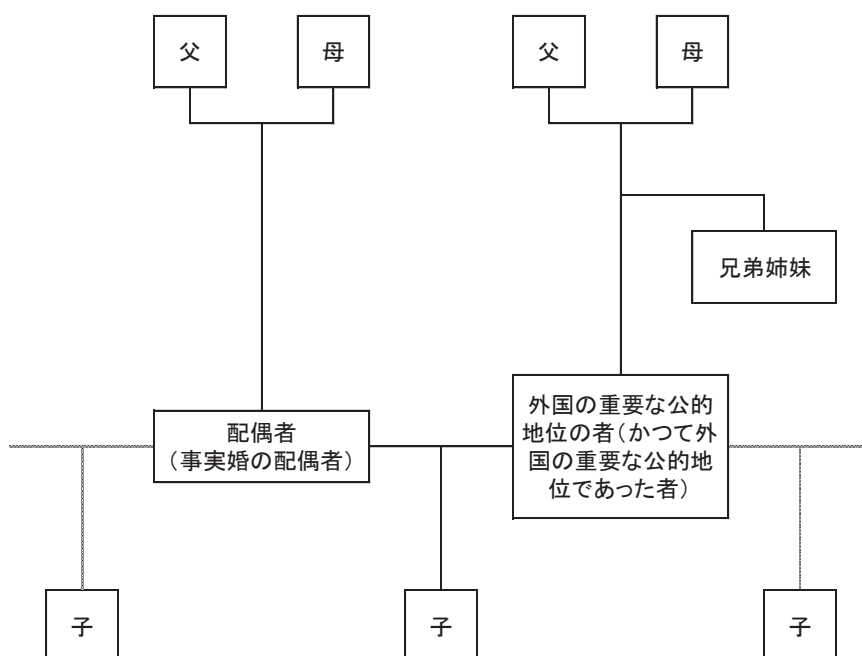
- ① 個人のお客様 → 全てのお客様
- ② 法人のお客様 → 法人の全ての実質的支配者

外国 PEPs については、次頁の「外国 PEPs に該当する者の該当性」をご確認ください。

¹ PEPs : 「Politically Exposed Persons の略」重要な公的地位を有する者。例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国有企業の上級役員、重要な政党役員などを指すもの。外国 PEPs については「外国において特に重要な公的な機能を任せられている、又は任せられてきた個人」と解釈されています。

(参考) 外国 PEPs に該当する者の該当性

- ① 以下の外国の重要な公的地位にある者に該当する方
 - 国家元首
 - 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
 - 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長 又は航空幕僚副長に相当する職
 - 中央銀行の役員
 - 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- ② 過去に、上記①であった方
- ③ 上記①または上記②に掲げる者の親族（配偶者(事実婚含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)



※外国の重要な公的地位の者の祖父母や孫は外国 PEPs に該当しません。

※外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も外国 PEPs に該当し得ます。